二宮町ファミリーサポートセンター事業　おねがい会員　登録同意書

【総括】

・ファミリーサポートセンター事業は、おねがい会員とまかせて会員の会員間で行う相互援助活動です。

・登録できる方は、町内に在住、または在勤する方で、生後３ヶ月から小学校終了までのお子さんがおり、そ

のお子さんと同居している方です。

・まかせて会員は、地域の子育てのお手伝いができる方で、ファミリーサポートセンターと雇用・労働関係はありません。

・ファミリーサポートセンターは、おねがい会員からの援助活動の申込について、まかせて会員へ会員間の援助活動の調整を行いますが、援助活動の内容や状況等によっては、まかせて会員が見つからない場合があります。

・この事業は、会員同士の信頼関係により成り立つものです、援助活動に当たっては、時間や決まり事を守ってください。また、援助活動により知り得た個人的な情報を他に漏らすことないようにして下さい。信頼関係が保てなくなり援助活動をお受けすることができなくなります。

・この事業は、おねがい会員の依頼の範囲内で行うものでありますが、まかせて会員は、地域の子育てのお手伝いを行うものであり、専門的保育を行うものではありません。また、まかせて会員によっては、お受けできない援助活動の内容もありますのでご了承ください。

【できる援助活動】

できる援助活動については、以下に掲げるものであり、預かりにかかる援助活動は、まかせて会員の自宅で行うものとなっております。

　①保育所、幼稚園、小学校及び学童保育（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで、お子さんを預かること。

　②保育施設等の終了後、お子さんを預かること。

　③保育施設等までお子さんの送迎を行うこと。（町外への送迎を除く。）

　④冠婚葬祭等の一時的な必要によりお子さんを預かること。

　⑤その他育児の負担を軽減するために、必要と思われる場合にお子さんを預かること。

【できない援助活動】

できない援助活動は、以下に掲げるものです。

　①まかせて会員宅以外での預かり。

　②障がいを持つお子さんや病気療養中のお子さんの預かり・送迎（専門的な保育を行えないため。）

　③宿泊を伴う援助

　④お子さんを入浴させること。

　⑤緊急、やむ得ない場合を除き、ファミリーサポートセンターを通さずに直接、特定のまかせて会員

に依頼すること。（事故等が発生した場合に保険の対象となりません。）

　⑥誰もいない無人宅への児童の送迎

　⑦その他、事業の目的に合わない活動

　※会員間の相互援助活動であるため、内容によって、まかせて会員の負担となる援助についてはお受けすることができない場合がありますのでご了承ください。

【援助活動の時間】

　月曜日から金曜日までの午前７時から午後８時まで

　※土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始については、別途ご相談ください。

・依頼の申込の受付時間については、以下のとおりです。

　開所時間：午前９時から午後５時

　休業日　：土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日

私は、登録同意書の内容に同意し登録をします。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　おねがい会員　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞